

# 令和5年11月社会教育委員会議 議事録

日時：令和5年11月27日（月）午後3時00分～  
場所：さんくす3番館 第1会議室

広瀬議長： 定刻になりましたので社会教育委員会議を始めさせていただきます。本日の出席委員は10名でございます。委員数12名の過半数を超えておりますので、吹田市社会教育委員会議規則第3条第6項の規定により本会議は成立していることを御報告いたします。

- 資料説明（省略） -

それでは、次第に入ります前に、前回9月の社会教育委員会議を欠席された新任委員の方につきまして、事務局より御紹介をお願いします。

- 新任委員の照会と挨拶（説明省略） -  
学識経験者 北山委員

広瀬議長： それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。

## 1 令和5年9月議会の結果について

- 所管課から報告 -

北野課長： まなびの支援課から御説明申し上げます。9月議会で、まなびの支援課に関する御質問等をいただいたものは、名義後援の取り消しと今後の対応についてと、吹田市の名義後援について、政治的活動に利用されていないかどうかでございます。また、まちなかりビング北千里に関しまして、後程、御報告させていただこうと思っておりますが、運営の仕方についての御質問をいただいたところでございます。

桑名参事： 中央図書館から御説明申し上げます。図書館につきましては、江坂図書館の閲覧室の一部の室温が高いことについて御質問いただきました。江坂図書館はこの4月にリニューアルオープンいたしました。該当の部分はこの度の改修で閲覧席として増設したロフト上の2階部分でございます。施設の構造上、エアコンの設置が難しいため、大型扇風機を設置するなど工夫を行っております。引き続き、指定管理事業者とともに来館された方が快適に過ごせる空間となるように努めていく旨、御答弁させていただきました。

小川参事： 青少年室から御説明申し上げます。青少年室は、9月の社会教育委員会でも報告しました20歳を祝う式典についての質問が2点出ました。一つは今年もジャルジャルを呼んではどうかということ。もう一点は、保護者の席を用意してはどうかということ。ガンバスタジアムはキャパシティが十分あるため、今年度は、保護者席を用意した上で、実施するという事になっております。また、名義後援の取り消しの理由と今後の対応については、特定の政治活動を目的とした事業を行っているのではないかと質問がありました。会場で署名を求めるビラを配布しており、政治活動に抵触するため名義後援を取り消

しました。来年度については、申請の受付はしない予定にしております。

広瀬議長： 何か御質問等ございますでしょうか。

尾崎副議長： 遠隔施錠可能施設数について具体的に教えていただきたいです。

道場部長： 地域教育部は公民館等、貸館業務を行っている施設が多くございますので、貸館業務に伴って、諸室の施錠管理が負担になっております。最新のセキュリティ等の設備機器、例えば、スマートフォン等で管理できるものを後付けで設置できるのではないかという御質問をいただきました。それに対する予算見積もりも出しましたが、大規模な施設になってきますと、コストがかかりまして、なおかつ、貸館業務を行っているのは、地域教育部以外にも多くございますので、全庁的な判断を待つという回答をしております。

尾崎副議長： 各学校と遠隔施錠についてはどのような話をされましたか。

道場部長： 特段、そのような内容のことは御質問を受けませんでした。今後、新たに処理する場合については、資産経営室と相談して、全庁的な対応で検討していく予定です。

塩路委員： 20歳を祝う式典で保護者席も用意できるのではないかという質問が、個人の質問なのかそれとも、たくさんの保護者の声があつての質問なのかということを知りたいです。大人になって、保護者がついていくのは幼稚園などの発表会ではないし、個人的にはどうだろうと思います。

小川参事： 前々からこれだけ広いのであれば保護者も入れるのではないかと、意見はいただいております。他府県でも、福岡やいくつか大きな会場のところは、保護者席を用意しているところもあります。

大嶋委員： 保護者と呼ぶのはおかしいのではないですか。20歳で成人であれば同伴者と呼ぶべきではないですか。

小川参事： 案内には親族席と記載してあります。

道場部長： 補足ですが、これは質問議員がこの表現をされました。当然18歳でもう大人になっていきますので、我々の案内としては、今担当が申し上げたような親族席としています。

## 2 令和5年11月議会について

令和5年度吹田市一般会計補正予算

(1) 吹一地区公民館の移転建替え工事に伴う実施設計業務予算について

田畑主幹： 吹一地区公民館につきましては、昭和36年1961年に供用を開始した公民館です。老朽化と狭隘が課題となっておりまして、令和5年10月18日に開催の吹田市公共施設最適化推進委員会において、令和5年2月に取得しました建替用地に、吹一地区、高齢者いこいの間との複合化による建て替えをするという方向性を確認いたしました。設計業務委託料は、延べ床面積が確定していないため、複合ではありますが、まなびの支援課のみで予算を提案させていただきます。

予算額につきましては債務負担行為限度額29,887千円。これは、令和6年度負担額になっております。まず建替用地の所

在でございますが、内本町 2 丁目 19 となっております、現在は更地となっております。前所有者は一般財団法人で、この土地は社員の寮として使っておられました。整備内容といたしましては、構造は RC 造鉄骨造または木造混構造としております。こちらは内本町 2 丁目が高浜町まちなみガイドラインに相当する場所となっておりますので、木を基調とした構造で検討させていただいております。階数は 2 階。敷地面積は 446.69 平方メートル。延床面積は約 470 平方メートルで、こちらは、高齢者いこいの間を合わせた面積としております。諸室に関しましては、まず公民館は事務室、会議室、調理実習室、多機能トイレ、エレベーター、共用部分の防犯カメラなどを検討しております。高齢者いこいの間につきましては、洋室と湯沸かし室、トイレ、収納、その他となっております。その他の機能といたしましては、この地域には防火水槽がございませんので、地下に耐震性防火水槽を設置する予定としております。容量といたしましては、今のところ 100 トンで計画しております。最後にスケジュールですが、こちらの場所は包蔵地に該当いたしますので、今年度末から来年度にかけて設計業務をさせていただきますがその間に、2 日間の試掘をさせていただきます。試掘の結果によりましては発掘調査が必要ということであれば、その後発掘調査をさせていただきますが、こちらは発掘調査が始まった場合、終了の期間がわかりませんので、そのままスケジュールが後ろに下がってしまいます。建設工事が遅れる可能性もございます。もし、試掘後に、特に発掘調査が必要ないということでありましたら、令和 8 年度の供用開始に向けて順調に進むものと考えております。

広瀬議長： ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

尾崎副議長： 今の吹一公民館の延床面積はいくらでしょうか。

田畑主幹： 185 m<sup>2</sup>です。さんくす分館は 96 m<sup>2</sup>です。

広瀬議長： 先ほど試掘で何か出ればという話がありましたが、一般財団法人がお持ちだったところに、新しい建物をということで、近くに旧西尾家もございませけれども、歴史的に、経緯として、何か出てくる可能性がある場所なのではないでしょうか。

田畑主幹： 包蔵地周辺に当たるということで、試掘が必要だと聞いておりますが、周辺で出たかどうかについては、文化財保護課から報告をお願いします。

葉山課長： 道路を挟んで隣の旧西尾家住宅の敷地でございます、そこを調査したところ、遺物等が発見されたので、包蔵地として認定したところなんです。今話にあったように周辺地ということで、試掘をお願いしています。

広瀬議長： 延床面積も倍まではいきませんが大幅に拡張されて、立地的にもいこいの間と吹一地区公民館の間なので、閑静な住宅地だと思います。景観も保全していただけるということですので、楽しみに待ちたいと思います。

## (2) 重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理工事 (I 期工事)における債務負担行為の追加について

葉山課長： この工事につきましては、令和4年7月から令和9年3月15日までの工期で、修繕工事に取り組んでいるところでございます。この契約書におきまして、発注者または受注者が、物価変動によって一方的に不利にならないように、急激な物価変動があった場合に、工事金額の変更を請求できる規定を設けております。いわゆるインフレスライド条項でございます。この度、受注者側から変更の請求がございまして、確認、調整をさせていただいた結果、金額としましては現行工事金額836,638千円が、このインフレスライド適用後におきましては、906,114千円と、約70,000千円、増額となる見込みでございます。それに伴いまして、予算措置している債務負担限度額を24,247千円超過いたしましたので、この額を次の11月定例会におきまして、補正予算の提案をさせていただくものでございます。

今後の予定でございますが、この11月定例会で予算を認めいただきましたら、その次の、令和6年2月定例会におきまして、請負契約の一部変更の議案を提出させていただく予定としております。

広瀬議長： ただいまの報告につきまして何か御質問ございますでしょうか。

- 質問なし -

### (3)こどもプラザ事業「太陽の広場」民間委託モデル事業の実施について

廣田主幹： 放課後児童の居場所を拡充する事業として、今回、11月定例会に補正予算として提案いたします。まずは、3つの現状・経過についてです。放課後児童の居場所の一つとして、平成15年度から毎週水曜日に週1回の開催を目標に地域住民（フレンド）の方々の見守りにより「太陽の広場」を地域教育協議会に委託してきました。課題といたしましては、人材不足のため、今後の事業継続が難しいという声が上がっている地域があり、事務作業の謝礼金の支払い等が、地域や学校の負担となってしまうことです。次に、取組内容についてです。雨天時を含めて、活動場所の確保ができ、フレンドの確保等に苦慮している学校から、地域の意向も確認し、モデル実施校を選定いたしました。フレンドの確保・事務作業などを民間事業者へ委託し、週2回太陽の広場を開催します。当該校の、育成室・放課後キッズスクエア実施事業者との随意契約を想定しております。現フレンドが継続して活動できるように、当該地域からの雇用を優先することを仕様で定め、人材の掘り起こしと地域教育コミュニティの充実を図ります。年間を通して安定的に人材が確保され、子供たちに喜ばれる居場所づくりが提供できるかを検証します。目標・効果として3つ掲げています。人材不足を解消して、煩雑な事務作業を事業者が担うことで持続可能な事業とすること、子供たちが安心して過ごせる居場所を増やすことが出来ること、留守家庭児童育成室または放課後キッズスクエアとの一体的な運営が期待出来ることです。

予算額について、債務負担行為として、太陽の広場委託モデル事業運営業務、令和5年度から令和7年度、債務負担額限度

額が 17,436 千円。令和 5 年度の債務負担行為予算額は 0 円、歳出、1 校当たり 4,359 千円、2 校分で 2 年間、先ほど申し上げました、17,436 千円となります。歳入は、学校家庭地域連携協力推進事業費補助金として、国庫補助金として 2 年間で 2,174 千円となります。

今後のスケジュールといたしましては、明日、11 月定例会提案説明があり、12 月 11 日、文教市民常任委員会、その後、議決後に、12 月 20 日、教育委員会会議にて、予算案を報告させていただきます。令和 6 年度 1 月中に事業者との契約をし、2 月 16 日、地域教育協議会代表者会議にて事業報告をします。事業については 4 月 1 日からモデル事業開始で進めて参ります。

広瀬議長： ただいまの報告につきまして何か御質問ございますでしょうか。

大嶋委員： 私も吹六小学校のフレンドの 1 人ですけれども、吹六小学校は週 3 日、火水木に開催しておりますが、吹六小学校でもやはりフレンドの高齢化が目立ち、若い人材を求めているところがあります。フレンドは、全くのボランティアではありません。謝金と呼ばれる賃金、つまり謝礼が発生します。非常に半端な額です。時間 824 円。事務の煩雑化というのは、こういう半端な金額で、計算されているからだと思うのですが、支払いは現金ですから、小銭も用意しなければいけない。事務の煩雑化を軽減するという意味では、丸い数字にさせていただくことはできないのかなと思います。

廣田主幹： おっしゃるように、その辺も事務の煩雑化にということで、フレンドさんの負担になっていることは、認識しております。今回、モデル事業を実施するにあたっては、賃金ということになりますので、最低賃金の方を上回る形になると思います。この他の地域のフレンドの謝礼金については、あくまでも謝礼金になりますので、こちらの方でできるだけその他の地域にも、近づけるように、担当と話をして、来年度、相談をしていきたいと思っております。

尾崎副議長： 賃金の額ではなく、いわゆる事務の煩雑の話だと思うのですが、それに対してのお答えをいただきたい。

廣田主幹： おっしゃる通り 824 円という、例えば 1 円の両替であったり、それが 1 人 3 時間や 4 時間になるとまた細かい数字になります。そういったものの負担がなくなるように、できるだけ丸い数字で計算のしやすいような形で要求している状況です。

尾崎副議長： 私は地域協議会に関わっていますが、事務の煩雑の部分でいうと、やはり書類の提出が多い。しかも、物を購入すると、全部現金でなければ駄目です。クレジットカードは不可です。クレジットカードは使うと、ポイントが貯まるので、個人の利益になるということで、一切使ってはいけない。だから様々なカード類もそうです。そうすると、出てきた書類というのは、全部領収書が貼ってあって、全部チェックしながら出す。やはりこれは非常に煩雑です。それを解消しない限り、煩雑化ということからは逃れられないと思います。そういったことを私は考えていただきたい。なかなか難しいとも思っています。

広瀬議長： これは 3 年間、一応モデル事業として実施し、検証するとの

ことです。例えば 3 年経って、この地区で指定されたところではうまくいったとして、それ以後のあり方として、中期的にはこれを拡大や一般化してくくなり、どういう将来像をイメージされての先行モデルなのでしょうか。

廣田主幹： 令和 5 年度から債務負担で 6 年度、7 年度のモデル事業として実施して検証した上で、全ての地域に広げるというようなことは、今のところ考えておりません。平成 15 年から地域に委託して、協力いただいている事業です。学校の規模や人数によっても、そのまま民間委託が可能かどうかというのは、検証していかないとわからないことです。まずは 2 年間で、どういう形でいくと、御負担になっているところが軽減できるのかというところを、検証しながら進めていけたらと思っております。

大川室長： 補足になりますが、尾崎副議長がおっしゃっておられた事務の改善の部分についてです。御指摘いただいているように市の補助金や、委託の部分について、各地域にお願いしてるものが様々ございます。その中で、クレジットを使っていいのかという部分は、市統一見解としてはクレジットカードを個人が使えば、ポイントは個人の収入になるというところで、公金ならばマイナスとして補助金精算してもらわないといけないだろうということです。そこを認めていけば、次は事務が煩雑になってしまうので、各職場自体の補助金の大きさや、金額の少なさ、それぞれで今対応している状況になっています。これにつきましては、全庁的に協議させていただいて整理をさせていただかないといけないところであると思っております。また議長がおっしゃっておられたこの 2、3 年間、今年度は 0 円の債務負担ですので、契約だけしてあとは、4 月に向けての準備に入ってください、4 月から事業がスタートできるようにというところで、実際の事業としては 2 年間やらせていただく形にはなりません。これについて丸 1 年間やってみないと、長期休業中の児童の参加率も見ていかないとはいけませんので、2 年間のスパンでやらしていただき、1 年間丸々できたら、次の年度でどういったことが起こっているのかというところはしっかり検証させていただきたいなと思っております。それを先ほど担当が申し上げました、今のところは全校的に増やすということではないという表現でお伝えさせていただきました。やはり地域の意向というのもきちんとお聞きしながらしないと、我々がすぐにこの方がいいので民間にすぐ変えていきますというような方針は、今のところはまだ考えておりません。

大島委員がおっしゃっておられた 824 円の部分、今の現行の制度でも何か改善していくことができないのかというようなところもあわせて検証して、よりよい制度にしていきたいと思っております。

広瀬議長： 補足の説明ありがとうございました。少し安心をしました。持続可能なものを作る趣旨で委託を行うのに、地域のマンパワーがだんだんやせ細ってる中では、かえって依存になってしまい、その結果、民間委託しか手がないというようにならないために検証いただけるとのことなので、また、私自身も地域ごとの最適化は違うと思っております。その他何か御質問等ございま

すでしょうか。

- 質問なし -

### 3 公民館条例の一部改正について

北野課長： こちらにつきましては、昨年の11月22日にオープンいたしました、まちなかりビング北千里に入っている北千里地区公民館の運営に関して、既に多世代交流事業や施設の使用許可や、維持管理といった部分は、指定管理者、民間運営でお願いしており、主催講座や研修会等の企画及び運営に関しましては市の直営で行っていたところでございます。しかしながら、前回の社会教育委員会議でも御報告させていただいたところですが、企画運営委員の辞職等、また館長、館長補佐の退職の申し出がございました。これらにつきましては、早急に状況の改善をさせていただきたいことと、運営につきましては、地域に以前のような公民館運営の御協力をと御相談に参りましたが、北千里地区公民館に関しての運営については、連合自治会としては撤退させていただきたいということで、話をいただいているところでございます。そういった中で、一部条例改正を行わせていただきまして、企画運営も指定管理が全て行うことを進めようとしているものでございます。一体的な運営をすることによりまして、施設の運営責任を明確にすることで解決を図っていきたいと考えております。今後のスケジュールといたしまして、こちら市報で公表しているのですが、パブリックコメントを12月5日から1月10日で実施する予定にしております。こちらを受けまして最後、令和6年の2月定例会に条例改正や、予算といった内容の議案を提出していこうと考えております。あくまでも案でございますけれども、令和6年の4月には改正後の吹田市公民館条例を施行いたしまして、指定管理による運営を開始したいというスケジュール計画で今進めているところでございます。本日はパブリックコメントの実施をいたしますという御報告の方をさせていただきました。

広瀬議長： ありがとうございます。ただいまの報告につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

- 質問なし -

### 4 自然の家の運営について

#### (1) 食堂運営の在り方について

前田主幹： 滋賀県高島市にございます、自然の家は、昭和55年、1980年5月5日に、少年自然の家という名称で直営で開設いたしました。当時は、青少年の野外活動及び集団宿泊生活に特化した施設でしたが、令和2年度から幼児や高齢者まで幅広い世代の市民が親しみ、心身ともにリフレッシュできる生涯学習施設へと条例を改正しまして、施設の名称も少年自然の家から自然の

家になりました。家族や小グループが利用できるように、宿泊室のリニューアルなども行っております。さらに多様化するニーズに効率的で魅力的な施設運営を行うために、民間ノウハウを活用した、指定管理者制度による施設の運営を、令和 2 年度から開始し、現在に至っているところです。

次に、課題となっております食堂運営についてでございますが、食堂運営は、開設当時から厨房備品、光熱水費は市の負担とし、調理に必要な人材雇用の経費や、材料費は食堂事業者の負担とする条件とし、食堂の売り上げについては、食堂事業者の収入とする、いわゆる独立採算の条件のもとで、地元の農協に協力を依頼し、運営を委託してきました。学校利用で 1 回 200 食という、たくさんの売り上げがあるときと、家族利用では 10 食程度と注文数の変動が大きく、安定した食数が見込めない、食堂運営が厳しいということで、撤退の申し出がありました。

令和 2 年度からの指定管理による施設運営におきましても、指定管理者の募集要項に記載する食堂運営業務の条件は、直営時と同じように、独立採算の業務として指定管理者が食堂事業者と委託契約をしております。食堂事業者は、これまでの直営時の食堂運営と同様に、地域の人材を活用した経営を継続しておりますが、高齢化を主な理由として、令和 6 年度には完全撤退したい旨の申し入れが指定管理者にされている状況にあります。また、令和 4 年度に実施されました、包括外部監査では、食堂事業のあり方について見直しを検討すべきというような意見も付されています。ソフト面では、設置当初から宿泊を伴う社会教育施設のため、食堂業務は必須のものとしています。この運営の課題は、指定管理者の募集要項で、独立採算により行うものと定めていますが、市の経費負担なしの状況では、経費の捻出に限界がきており、赤字が続く、食事のメニューの縮小、或いは価格転嫁ではもうカバーできない状況にあること。現在、指定管理者が他の事業者へ打診していますが、やはり食堂運営等の他事業者につきましても、今の条件では請負うことに難色を示しております、なかなか見通しが立っていないという状況にあります。また、ハード面としまして、食堂施設そのものの老朽化が著しいなどのほか、山間部でございますので、調理のための人材確保も課題になっております。

今後の方向性としては、資料にお示ししているように、食堂の運営はやはり学校利用に、絶対必要なものであると考えます。また、アレルギー対応や食育などの点から、指定管理者が行わなければならない事業として考えつつ、次期の指定管理者を公募する際の指定管理料に食堂運営の業務の経費を加算します。ただし、市が指定管理料として経費の一部を負担しますが、指定管理者のノウハウが柔軟に生かせるように、メニューや価格の決定は指定管理者が行う自主事業の位置付けとして、食事の材料は、指定管理者が負担して、その売り上げは指定管理者の収入とするということを今検討しているところです。これによって、学校の利用に必ず必要な給食提供が、継続できますし、指定管理者の創意工夫によって、魅力向上の取り組みに繋がり、施設の利用率の向上も期待できるほか、物価変動に際しても、

柔軟に対応ができるのではないかと考えています。そして、売り上げを指定管理者の収入とすることで、食堂利用者が増えれば、指定管理者の利益も増えるというインセンティブも働き、安定した施設運営に繋がると考えています。

最後に、他市の施設の状況を示しております。施設の規模や、事業者との契約内容が異なりますので、単純な比較はできないと思いますが、市が食堂の経費の一部或いは全部の材料費や人件費などを負担しているところが多くあることがわかりました。青少年室といたしましては、令和 7 年度からの次期指定管理者の公募のための募集要項策定までに、食堂事業運営のあり方について、一定の方向性を決めていく必要があります。今回の皆様方から食堂事業のあり方について、御意見等をいただければと思います。

広瀬議長： ただいまの報告につきまして、何か御質問ございますでしょうか。

杉山委員： どれぐらいの利用者数があるのかと、小学校、中学校の生徒が食堂をどのぐらい利用されているのかお聞かせ願えればと思います。それから、当然宿泊を伴う場合と日帰りというのがありますが、その比率ですね。

前田主幹： まず利用の状況ですが、令和 4 年度はコロナの影響も若干あったということですが、利用者数といたしましては、17,851 名です。食堂の利用は令和 4 年度は 14,096 食です。これだけでは多いか少ないかはなかなかわからないとは思いますが、直営の最後の年の令和元年度が 13,494 食です。その前年度の平成 30 年度が 15,389 食です。宿泊と日帰りの比率ですが、令和 4 年度は 88.3%が宿泊です。高島市にありますので、吹田市民はなかなか日帰りの利用というのは難しいと思います。地元団体などが使う日帰りの利用が 11.7%です。学校の利用は令和 4 年度が市内の小学校が 21、それから中学校が 2、市外は小学校が 15 で、中学校が 1、高等学校が 7 ということで合計 46 です。これもコロナの影響が若干残っていました。

杉山委員： 他市や他県の施設と比べて多い方でしょうか。少ない方でしょうか。例えば小中学校というのは自然の家や自然学習、林間学校で使っているのでしょうか

前田主幹： 学校の利用というのは林間学校で使っているところがほとんどです。冬は雪の降るところですので、雪遊びで使っている学校もございますが、最近は暖冬が続いております。冬に利用するよりも、春秋に利用している学校が多いと聞いております。他市の類似施設の状況は、直営のところが多いです。直営の場合は入札で事業者を募集して決めているということもございます。給食の材料、経費について、自然の家は開所時から厨房と、光熱費は、こちらの方で負担し、人件費や、材料費は業者が負担していること、その代わりに売上は業者の収入という形で運営しています。吹田市は食堂運営のための人件費等を指定管理料の中に入れていなかったのですが、他市は給食の一部、或いは全体の経費を負担しているところが多いと感じております。

広瀬議長： 利用者数が確定しにくい、季節による利用状況が違ったり、多くの方が宿泊を伴う場合には食堂を利用されるようではあります。安定的に見込めない部分もどうしてもあるという中で

今回の食堂運営経費の一部負担のシミュレーションは、今は赤字が出てしまっていますが、少なくとも赤字が出ないレベルで、回せるようにというような負担割合を考えておられるということでしょうか。

前田主幹： 指定管理が令和 2 年度から始まっています。少しずつ利用者が増えれば改善はしてきておりますが、通年で赤字が出ています。食堂事業そのものがやはり衛生管理や、アレルギー対応食というのを作っているということ、それから単に食事を出すだけでしたら冷凍食品でも何でもいいというような意見もありますが、食育という観点から、地産地消のものを使って出すとか、そういった工夫をするためには、お金をかけてやってもらわないとできないという点もあります。今までのように一切人件費等を負担しないという方法では難しいのではないかとこのころで、今後のあり方を検討しているところです。

広瀬議長： 私も一度行かせていただいて、大分前になりますけれども、とてもいい立地で、自然豊かな場所でした。今後、今お話にあったような魅力を感じていただいて、リピーターももちろんですけれども、利用者増に繋がるように、やはり情報発信はとても重要なと思います。誰がどれだけ経費負担しているか、運営の仕方がどうかということは利用者には見えにくい世界のことですので、どういう利用ができるのかという情報を積極的に発信いただければと思います。

村田委員： 小・中学校、特に小学校は全校が行っていると思っていました。今聞いて吹田市の小学校が 21 校、中学校 2 校ということは、ほとんど中学校が行ってないわけです。これは人気がないということですか。強制的に行けとは言わないが、もっと学校の校長会や、先生方にこういう利用の仕方があると伝えて、利用者を増やさない。その分赤字になるのではないかと思います。そういう工夫は何かされていますか。

前田主幹： 小学校の利用が少ない、中学校の利用が少ないということですが、吹田の場合は児童が増えてきているという事情もありまして、定員が 200 人の施設ですので、それを超える利用は難しいというのがございます。それからプログラムを雪遊びと考えたとき、最近暖冬傾向なので、雪遊びなら他の施設も含めてどこに行くのか検討することもあるとお聞きしております。学校が、自然の家を利用するメリットとして貸切利用ができます。そのあたりを積極的に校長会等で PR していきたいと思います。また、昭和 55 年当時は少年自然の家を知らない先生はいないぐらい、利用されていたと聞いています。今は先生方も世代交代されておられますので、自然の家がある事やその良さを、御存知ない方もいらっしゃると思いますので、我々としては年 2 回、学校の先生方を対象に、現地に足を運んでいただいて説明会をする場を設け、自然の家を市内の小学校と中学校が使う場合は、優先利用ができるなど、他市の施設に比べていいところを PR して、利用を増やしていきたいと考えております。またプログラムも自然の家の指定管理者は遊んで終わりではなくて、学校が使って喜んでもらえるような、例えばクラスビルディングとって、仲間づくりができるようなプログラムや自然観察、環境について学びプログラムも考えているということですので、

そういったソフト面とあわせて、さらにPRしていきたいと思っています。

尾崎副議長： 何回も利用させていただいておりますが、以前は交通費の補助金がありましたが、それがなくなって、一気に学校の利用が減ったということをお聞きしています。駅から距離があって、バスなどで行かないといけない場所なので、しかもそのバスが本数も少ないということで。今後、利用者を増やすのであれば、そういったものを考えなければと思います。ただ利用者としては食堂がないと利用できない。それをどういうふうによく用意するのかということを考える方が大事だと思います。

## (2) お酒の取り扱いについて

前田主幹： 自然の家では現在飲酒については、利用団体から問合せがあれば、原則禁止ですが、場所と時間を指定して、たしなむ程度なら可能という説明をしています。しかしながら、設置目的の変更、生涯学習施設になったこと、市民誰もが使えるということ、利用対象の拡大などによって、施設としてきちんと方針を示して欲しいという声も寄せられています。現指定管理者の意見としては、最終的には市の方針に則った運営をさせていただきますということで意見をいただいております。青少年施設から生涯学習施設となったことから、他団体の活動や生活に支援、支障生活に支障とならないような時間や場所、そういったルールづくりをした上で飲酒を認めてもよい。ただし食堂については、食堂提供の事業者が衛生管理を徹底していること、それから宿泊室についてはにおいや畳が汚れたり、というようなこともありますので、衛生面から飲酒の場所として提供するのは望ましくないと御意見をいただいております。

次に、他市の施設の状況です。大きくは、酒類の販売、提供もしているところもあります。酒類販売の提供はしていないが、施設の中で、持ち込みを認めるか認めないかの二つに分かれています。資料を御覧ください。施設名、定員、酒類の販売の有無、それから酒の自動販売機の有無、飲酒の可否、飲酒が可能な場所、時間をお示ししております。青少年室としての方向性としては、今後自然の家では、場所、時間を指定するなど、一定の条件を付して認めていきたいと考えています。委員の皆様の御意見等いただきたいと思っております。

広瀬議長： 一定の方針を定めていきたいということのようなのですけれども、委員の皆様どうでしょうか。

大嶋委員： 食堂の件は高島市の施設に限っての話だと理解しましたが、これは北千里の施設についても共通しますよね。

前田主幹： 宿泊できる施設という意味で言うと共通しますが、もともとの施設の成り立ちから言いますと、自然体験交流センターは宿泊もできる施設です。利用者は現状で日帰りが7割、宿泊が3割というところなんです。自然の家は、もともと宿泊を前提とした施設ですので、9割以上が宿泊での利用と聞いております。同じ宿泊できる施設ですが、自然体験交流センターは今のところお酒は認めてなくて、飲みたいという意見も要望も、ほとんど寄せられてないということです。

- 藤本委員： お酒を認める方向とのことですが、提供も考えていますか。
- 前田主幹： 現在のところ、指定管理者の募集要項の中では、酒類の販売は認めていません。
- 広瀬議長： 現指定管理者の意見について教えていただきたいのですが、食堂や宿泊施設も飲酒の場所として提供すること望ましくないということですが、どこを想定されていると理解すればよろしいですか。
- 前田主幹： 室内であれば太陽の間というところがございます。太陽の間で持参したお弁当なども食べていただくことは可能です。食堂はあくまで食堂の業者さんが出したお弁当を食べる場所で、衛生管理も食堂の業者さんが責任を持っているということなので、お弁当を持ち込みで来られた場合は、太陽の間を提供しています。そこを使って時間を決めて飲酒していただくことは可能かなと。それから外であれば、野外食堂という屋根のあるスペースがあります。その時間を決めて、子供さんが寝た後など時間を指定して、ということを考えています
- 広瀬議長： 衛生管理を徹底していただける場所で管理した方がしやすいのかなとも思ったのですが、別の部屋で適当なところがあるということなのですね。年間を通して考えると、外で利用できる時というのにも限られてしまうということで、室内で一定の場所が必要なのかなとは思ったのですが。具体的な条件はもう少し吟味をしていかなければいけないということだとは思いますが、方向性としては、今御提案されているような方向性で、よろしいのでしょうか。

- 一同賛成 -

## 5 教育委員会後援について

### (1) 令和5年4～9月の実施後援事業一覧

太田課長代理： 教育委員会の名義後援の課題について報告をいたします。教育委員会の後援については、吹田市教育委員会後援等の実施に関する要領第4条の規定に基づき承認をしております。今年度については、第4条第4号の規定、特定の政治活動または宗教活動を目的とする事業でないこと、この規定に抵触するとして、対応を進めているものが2件ございます。

一つ目は第42回子供たちの未来と平和を語る集いです。こちらは令和5年7月23日、24日に実施された事業ですけれども、沖縄の基地問題等の国防に反対する内容の講演の実施と、会場での署名活動がなされておりましたことより、事業の目的全体が特定の政治活動に該当することが明らかであったため、法制室の見解も参考にした上で、第4条4号の規定に抵触したとして、後援の取り消しを行いました。二つ目は、第39回よっといで祭りです。こちらは令和5年9月17日に実施された事業でございます。一部のブースで国の軍事費に言及し、他の施策への増額を求めるポスターの掲示と、国の施策を批判する短歌の提示がございました。ポスターの掲示は特定の政治活動に当たると考え、法制室の見解も参考にした上で、掲示が一部

の参加大団体であったことを考慮いたしまして、事業自体が特定の政治活動を目的とする事業と判断しないこととし、取り消しを行わず、注意書の発行を行いました。また、短歌展示は、一個人の表現の自由による作品でありまして、特定の政治活動とは言いがたいのですけれども、今後、同様の内容の作品が多数掲示されるなど、過度な掲示が行われました場合、特定の政治活動に該当しているのではないかと、市民に疑念を抱かせる恐れがあるため、口頭により注意をいたしました。今後とも、特定の政治活動を主目的とする事業でないかどうかにつきましては、慎重に判断を行っていきたいと思います。

続きまして、実施後援、事業の件数です。令和5年、4月から9月におきましては、62件で、昨年度より微増となっております。コロナの影響を受ける前の、令和元年度、2019年度の4月から9月の合計の数字としましては85件。コロナ前の水準にはまだ戻ってはおりませんが、コロナ禍の3年度の27件と比較をいたしまして、以前よりは大幅に事業が増加しております。また、コロナ禍を経まして、オンラインによる開催の事業につきましても、市民の参加が確保、特定されるもの、吹田市内に事業を実施する団体等の事務局や支部があることなど条件を満たしていることとして、後援の承認をしております。

広瀬議長： ただいまの報告につきまして何か御質問等ございますでしょうか。言葉の問題ですが、第39回よっといで祭りの当該団体のポスターや短歌で、そうした言葉が使われていたということだとは思いますが、軍事費ではなく防衛費ではないのでしょうか。

北野課長： 議長おっしゃられましたとおり防衛費というのが本来の正しい表現と認識しております。団体のポスターの掲示が、軍事費43兆円と書かれていたことを受けて、説明用としましては軍事費という形で、表現させていただいております。

広瀬議長： 委員の皆様、特に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

- 意見なし -

## 6 その他

### (1) 各所管からの報告

大平参事： 中央図書館から図書館で開催しました主な行事について、御報告申し上げます。まず最初に、秋の読書週間の期間にあわせ、毎年10月から11月にかけて開催している二つの行事についてでございますが、その一つ、「子どもと本のまつり秋の講演会」につきましては、今年40回目の開催となり、10月21日に写真絵本『おすしやさんにいらっしやい』の著者、すし職人・すし作家の岡田大介さんをお招きいたしました。実演講座では、子供たちの目の前で実際に魚をさばいてもらい、「食べることの大切さ」「生き物を食べるとはどういうことか」をお話ししていただき好評でした。次に「図書館講座じゅずつなぎ」でございますが、この講座は吹田に関わりのあるテーマやゆかりのある方

を講師にお迎えし、吹田市内各図書館で講座を開催しており、今年 20 回目の開催となります。今年は 10 月 21 日の千里丘図書館を皮切りに、11 月 26 日まで実施いたしました。その他、千里山・佐井寺図書館では、10 月 27 日から 11 月 9 日の期間で、「千里山入居 100 周年記念・今昔展」の展示企画を実施いたしました。千里山の街が、大正 12 年に最初の十数戸が入居してから今年で 100 年を迎えることを記念して、千里山まちづくり協議会との共催で、千里山の古い写真や関連する資料の展示を行いました。

広瀬議長： ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。続きまして文化財保護課からお願いいたします。

葉山課長： 10 月 13 日から 15 日に旧西尾家住宅の工事見学会を開催させていただきました。13 日は社会教育委員の皆様と御招待申し上げた方に来ていただきまして、この 3 日間で 106 名の方に参加していただきました。修理事業の理解を少しでも広めたいというそういう目的で実施させていただきましたが、御参加いただいた方からは概ね好評をいただいたと感じております。社会教育委員の皆様、どうもありがとうございました。それから、配布しました「重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理事業だより NO.1」ですが、旧西尾家住宅の沿革や、修理の方針案等について触れています。この令和 5 年 3 月に発行しましたが、年度ごとに工事の成果や得られた知見を報告し、NO.2、NO.3 と、情報発信していきたいと考えております。それから、もう一つ、令和 5 年度「おかしのくらしと学校」というチラシを配布させていただいております。令和 5 年 12 月 12 日から令和 6 年 4 月 7 日までの期間で開催させていただく企画展でございまして、これは学校教育との連携事業として、毎年、この時期に行っているものでございます。小学校 3 年生の単元で、暮らしの移り変わりを小学 3 年生に見ていただいて昔の暮らしぶりの体験等もしていただくような展示をしております。もしよろしければ、御観覧いただけたらと思います。

広瀬議長： 旧西尾家住宅修理工事見学会につきましては、当日見学に参加された委員の方がおられますので、ぜひ感想を一言いただけたらと存じます。

塩路委員： 貴重な体験をさせていただきました。私も個人的に岡山で古民家改修をやっているのですが、工事費が増えるというのはよくわかります。旧西尾家は土壁に吉野の葦が使われていたり、畳の裏が手縫いだったり、見えない部分に一流品が使われているということで、どこまでこれが修復できるのかを実際、目で見て感じたところです。目に見えない部分も 100 年先の次世代への文化継承されていくことの大切さを感じました。宮大工さんの技術や、釘を使わない木組みで、設置する方法を実際に見せていただいたり、見えない部分を目に見える形で見せていただけるので私たちがやっていること、PTA もそうですが、目に見えない部分というのがすごく大きくて、それを伝えていくということがすごく大切ということと、その 100 年前に生きた人たちに対する尊敬や感謝を感じる時間だったと思いました。同時に、今生きている、やっていることを考え直すきっかけにもなるなと思って、吹田の子供たちに社会見学の場、体験学習の場

として使われていくといいなど。どこまで学校に取り入れられるかはわからないのですが、目にすることや実際に触れることで体験することってあるだろうなと思っていて、せっかく吹田にあるので、使われていくといいなと感じました。

和田委員： 社会人になって何か自分からトライするということがあまりなく、子供たちも、自分からトライすることってなかなかないのかなと思いますが、やはりこの冊子だけで見るよりは、実際に自分の目で見た方がいいなと思いました。電気の配線というのが昔ながらの配線があったり、今の配線はこういう形になってるんだなということが見えたり、あとは、ジャッキで少しずつ家屋を上げるらしいですね。そういう話を聞いたり、こういう建築に対しては全然興味がなかったのですが、こういうふうには昔はやっていたのだなということを感じたので、良い経験をさせていただいたと思います。

広瀬議長： それでは続きまして青少年クリエイティブセンターからお願いいたします。

池原課長： クリエイティブセンターでは現在、クリエイティブセンターのこれからについてということで、アンケート調査を行っておりますが、1月8日に吹田市二十歳を祝う式典がありまして、その対象者向けポータルサイトにアンケートのQRコードを掲載してもらうことを予定しております。現在のアンケート期間が12月31日までとなっておりますので、別途実施する予定となっております。

広瀬議長： できるだけ多くの方から意見を吸い上げていただいて、参考になればと思います。  
本日の会議案件は以上です。最後に、道場部長より、一言いただきたいと思ひます。

- 部長挨拶（説明省略） -

広瀬議長： それでは、11月の社会教育委員会議は閉会とさせていただきます。次回は、来年2月19日月曜日午後2時を予定しております。よろしくお願ひいたします。皆様、お疲れ様でした。